

○那珂市在宅心身障害者（児）福祉手当支給条例

昭和52年7月1日

条例第17号

改正 昭和54年3月28日条例第7号

平成2年4月1日条例第4号

平成11年3月26日条例第6号

平成12年3月15日条例第13号

平成13年3月9日条例第14号

平成16年12月7日条例第48号

平成20年3月19日条例第1号

那珂町重度心身障害児童福祉手当支給条例（昭和46年那珂町条例第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、在宅心身障害児又は在宅心身障害者（以下「障害者（児）」という。）の保護者に、在宅心身障害者（児）福祉手当（以下「手当」という。）を支給し、これら障害者（児）の介護に当たる保護者と、その家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

（受給者の責務）

第2条 手当の支給を受けた者は、手当が前条の目的のために支給されるものである趣旨に従い、これら障害者（児）の介護に努めなければならない。

（定義）

第3条 この条例において「在宅心身障害児」とは、満20歳未満の者であって、保護者と同居している次の各号の一に該当するものをいう。

（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）

第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「施行規則」という。）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）の1級、2級若しくは3級に該当する身体の機能の障害を有するもの又は4級に該当する身体の機能の障害のうち、規則で定める下肢障害を有するもの

（2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所の長（以下「児童相談所長」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者の更生の援助と必要な保護に関する相談所の長（以下「更生相談所長」という。）によって、知能指数がおおむね50以下と判定された者

（3）前2号に掲げる者のほか、身体の機能の障害若しくは長期にわたる安静を必要とする病状（以下「内科的疾患」という。）又は知的障害以外の精神の障害（以下「精神障害」という。）を有する者であって、その程度がそれぞれ前2号と同程度以上と認められるもの

（4）身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、施行規則別表第5号に定める等級表の4級に該当する身体の機能の障害又はこ

【届出_根拠規範】 08_茨城県那珂市_1_8

れらと同程度の内科的疾患を有するものであって、かつ、児童相談所長又は更生相談所長によって知能指数がおおむね60以下と判定された知的障害又はこれらと同程度の精神障害が重複しているもの

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長がこれらと同程度以上の者であると認められた者

2 この条例において「在宅心身障害者」とは、満20歳以上の者であって、保護者と同居している次の各号の一に該当するものをいう。

(1) 身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、施行規則別表第5号に定める等級表の1級又は2級に該当する身体の機能の障害のうち、規則で定める障害を有するもの

(2) 更生相談所長によって知能指数がおおむね35以下と判定されたもの

(3) 前2号に掲げる者のほか規則で定めるこれと同程度以上のもの

3 この条例において「保護者」とは親権を行う者、後見人その他の者で現に障害者(児)を介護するものをいう。

(支給要件)

第4条 手当は、障害者(児)の保護者であって、かつ、その者が那珂市に住所を有するときに支給する。

(手当の額)

第5条 手当の額は、在宅心身障害児1人につき月額3,000円とし、在宅心身障害者1人につき月額3,000円とする。

(認定)

第6条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請し、受給資格及び手当の額について、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより当該受給資格者にその旨を通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により認定の申請があった場合において、受給資格がないと認めるときは、規則で定めるところにより当該認定申請者にその旨を通知しなければならない。

(支給及び支払い)

第7条 市長は、前条の規定による認定を受けた者(以下「受給者」という。)に対し、手当を支給する。

2 手当の支給は、受給資格者が前条第1項の規定により認定を申請した日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれの前月までの分を支払う。

(受給資格の喪失)

第8条 受給者は、次の受給資格の喪失の事由に該当したときは、速やかに規則で定めるところにより市長に届出なければならない。

(1) 障害者(児)が死亡したとき。

(2) 障害者(児)でなくなったとき。

【届出_根拠規範】 08_茨城県那珂市_1_8

- (3) 他の市町村に転出したとき。
- (4) 障害者（児）が入所又は入院（3月以上）したとき。
- (5) 保護者でなくなったとき。

2 市長は、前項の届出を受けたとき、又は受給資格の喪失の事実を確認したときは、規則で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

（住所氏名変更）

第9条 受給者は、当該受給者若しくは障害者（児）の住所若しくは氏名を変更したときは、速やかに規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（現況の届出）

第10条 受給者は、規則で定めるところにより、毎年6月11日から7月10日までの間に、前年の所得状況及び介護の現況について市長に届け出なければならない。

2 転入等により課税台帳で所得が確認できない者については、前年の所得が確認できる書類を添付しなければならない。

3 前2項に規定する場合において、在宅心身障害者（児）福祉手当認定申請書に添えて前年の所得に関する届出が既に提出されているときは、この限りでない。

（支給の制限）

第11条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の支給に係る所得制限の額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは支給しない。

2 市長は、受給者が次の各号の一に該当すると認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 在宅心身障害者（児）の介護を怠っているとき。
- (2) 正当な理由がなく前3条の規定による届出をしなかったとき。
- (3) 正当な理由がなく第14条の規定による命令に従わなかったとき。

（支給停止の通知）

第12条 市長は、前条の規定により手当を支給しないこととしたときは、規則で定めるところにより、受給者にその旨を通知しなければならない。

（不正利得の返還）

第13条 偽りその他不正な手段により手当の支給を受けた者があるときは、市長は受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

（診断及び判定命令）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、手当の支給を受けようとする保護者又は受給者に対し、その介護する障害者（児）の障害の程度について、医師、児童相談所長又は更生相談所長の診断又は判定を受けるべき旨を命ずることができる。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

【届出_根拠規範】08_茨城県那珂市_1_8

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
(経過規定)
- 2 この条例施行の日の前日までに改正前の那珂町重度心身障害児童福祉手当支給条例（昭和46年那珂町条例第11号）の規定に基づいて行われた申請認定、支給、その他の手続きについては、この条例施行の日にこの条例の相当規定に基づいて行われたものとみなす。
(瓜連町の編入に伴う経過措置)
- 3 瓜連町の編入の日前に、瓜連町在宅心身障害児福祉手当支給要綱（昭和60年瓜連町告示第27号）の規定によりなされた申請、決定、支給その他の手続きは、この要項の相当規定によりなされたものとみなす。
附 則（昭和54年条例第7号）
この条例は、昭和54年4月1日から施行する。
附 則（平成2年条例第4号）
この条例は、平成2年4月1日から施行する。
附 則（平成11年条例第6号）
この条例は、平成11年4月1日から施行する。
附 則（平成12年条例第13号）
この条例は、平成12年4月1日から施行する。
附 則（平成13年条例第14号）
(施行期日)
- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の那珂町在宅心身障害者（児）福祉手当支給条例第3条第2項第3号の規定により支給を受けている者については、平成13年10月1日から適用する。
附 則（平成16年条例第48号）
この条例は、平成17年1月21日から施行する。
附 則（平成20年条例第1号）
この条例は、平成20年4月1日から施行する。